

法テラス白書（平成26年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために平成18年4月に設立され、今日に至るまで情報提供業務を始め民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらに時限的ではありますが、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づく被災者支援などの業務を展開してまいりました。

さて、この度、法テラスの活動をまとめた「法テラス白書（平成26年度版）」（対象期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）を作成いたしましたのでお届けいたします。

法テラスでは、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）や地方事務所において法的問題の解決に役立つ情報を無料で提供しておりますが、より質の高い窓口対応によって、皆さまに身近な相談窓口としてより認知して頂けるよう努力してまいります。民事法律扶助業務では、平成26年4月1日からハーグ条約の国内法が整備されたことに伴い、条約締約国の国民又は締約国に常居所を有する外国人についても、国際的な子の連れ去りの事件に限り、民事法律扶助制度を利用することが可能となりました。国選弁護等関連業務においては、平成26年6月から国選付添人制度の対象範囲が拡大しました。犯罪被害者支援業務では、お問合せ件数及び犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介依頼が増加しています。司法過疎対策業務においては、新たに地域事務所1か所を開設し、常勤弁護士を配置いたしました。

また、法テラス震災特例法に基づき、被災地における無料法律相談、さらに、仮設住宅訪問や移動相談車両による巡回無料法律相談を実施するなど、被災者の方がたへのきめこまかい法的援助に取り組んでいます。同法は平成27年3月までの時限的なものでしたが、被災地住民の要望を受け、さらに3年間延長されることとなりました。今後も引き続き、被災地における法的援助の充実に努めてまいります。

さらに、法テラスでは、福祉機関との連携を通じて、自ら援助を求めることが困難な高齢者や障がい者等が抱える法的課題について法律家も加わり総合的な解決を図るという「司法ソーシャルワーク」の取組みを第3期中期目標における重要な事業目標のひとつとして掲げています。

本白書特集では犯罪被害者支援における法テラスの役割をテーマに、日本における犯罪被害者支援のありもと法テラスの取組みについて紹介するとともに、座談会では有識者から支援の現状と課題、法テラスが果たすべき役割などについてうかがいました。

法テラスでは、今後とも広がる業務にしっかり対応し、国民の皆さまにとって頼りがいのある存在となることをめざしてまいります。

今後とも、皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年11月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠